

## 第4章 モデルケースによる調査結果

犯罪被害者等に対する経済的支援の状況について、関連する社会保障制度等を含めた全体的な経済的支援の状況を可能な限り具体的に把握するため、「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」での議論及び有識者との検討を踏まえて、4つのモデルケースを設定し、文献等や現地でのヒアリングによる調査を行った。

設定した4つのモデルケースは次のとおり。

<b>ケース1</b>	死亡したケース 所得のある夫、専業主婦の妻、子2人の世帯で、夫が犯罪被害により死亡したケース
<b>モデルA</b>	年齢：40歳 性別：男性 職業：会社員 年収：550万円 家族構成：妻（38歳・専業主婦） ：長男（11歳） ：長女（9歳）

<b>ケース2</b>	重度障害が残存したケース 犯罪被害により、6か月間の入院加療を要する傷害を負った。 1年間の通院の後、随時介護を要する状態（障害等級1級相当）となった。
<b>モデルA</b>	年齢：40歳 性別：男性 職業：会社員 年収：550万円 家族構成：妻（38歳・専業主婦） ：長男（11歳） ：長女（9歳）

<b>ケース3</b>	（重傷病（精神疾患）を負ったケース） 強姦致傷被害を受け、PTSDを発症し、1年にわたりカウンセリングを受けた。
<b>モデルB</b>	年齢：25歳 性別：女性 職業：会社員 年収：250万円 家族構成：独身・両親と別居 ：父（50歳） ：母（48歳）

ケース4	(夫が妻を殺害したケース(親族間犯罪・DV)) 被害者及び子に対する経済的支援により、加害者が利益を得る可能性がない場合で、未成年の子が残されたケース
モデルC	年齢：40歳 性別：女性 職業：専業主婦 年収：なし 家族構成：長男(14歳) : 長女(11歳) : 夫(43歳・加害者)

- ※ 現地でのヒアリングにあたって、外国通貨については、平成23年12月7日現在のレートをもとに、€1=104円、£1=121円、\$1=78円、¥1=0.07円として換算した。
- ※ モデルケースについては、詳細な条件を設定しておらず、調査結果として得られた給付額はあくまで概算又は推定であり、各制度の適用の有無についても条件により変わり得る。
- ※ 被害者が死亡したケース(ケース1及び4)については、死亡前の治療状況について条件を設定していないため、医療費についての検討は除外している。
- ※ 社会保障・福祉関連の制度については、各モデルケースで適用の可能性が推定されるものを挙げているが、実際に適用し得る制度すべてを網羅的に示しているものではない。

## I アメリカ

〈主なヒアリング先：ニューヨーク州被害者支援局〉

## 【モデルケース1】

ケース1	死亡したケース 所得のある夫、専業主婦の妻、子2人の世帯で、夫が犯罪被害により死亡したケース
モデルA	年齢：40歳 性別：男性 職業：会社員 年収：70,513ドル（550万円） 家族構成：妻（38歳・専業主婦） :長男（11歳） :長女（9歳）

## 1 犯罪被害者等を対象とした補償制度等（ニューヨーク州被害者補償制度）

被害者補償制度は最後の支払手段であり、他の利用可能な給付源を使いきらなければならない。被害者補償制度では、他の給付源でカバーされない犯罪に関連した自己負担費用を補償する。

- 家族への扶養の喪失分（週の上限\$600。\$30,000に達するまで給付。）
- 葬儀費用（上限\$6,000）
- 妻、子どものカウンセリング費用（上限なし）

など（他にも、例えば裁判所までの交通費や犯罪現場の清掃費用などの自己負担費用も補償の対象となり得る。）

※いずれも自己負担費用を補償するため、支給額の算定は困難。

## 2 その他犯罪被害者等が利用し得る制度

（いずれも被害者補償制度による給付から控除される）

## ① 社会保障遺族年金（Social Security Survivor Benefit）

被害者本人が加入していたことが必要。社会保障制度の加入者が死亡した場合に家族（配偶者・18歳未満の子供）に支払われる。

支払額は加入者の加入年数などによって変動するが、社会保障局のウェブページによる支払額計算によれば（2012年2月27日にアクセスし、生年月日

(1971年10月1日生まれであると仮定)と年収(70,513ドル)を入力)、ケース1の年収・年齢で家族に支払われるであろう推定額は\$3,386.90(月額)となる(家族一人につき\$1,451.00であるが、家族の合計額の上限が\$3,386.90となっている)。また、同一生計にあった配偶者あるいは扶養されていた子に対して、\$255の死亡一時金(葬祭費目的)が支給される。

### 3 残された遺族3人に支給される総額は

(総額については、被害者補償制度では自己負担費用を補償するため算定困難)

- 家族への扶養の喪失分(週の上限\$600。\$30,000に達するまで給付。)
- 葬儀費用(上限\$6,000)
- 妻、子どもへのカウンセリング費用(上限なし)  
など
- + その他利用し得る制度による給付

## 【モデルケース2】

ケース2	重度障害が残存したケース 犯罪被害により、6か月間の入院加療を要する傷害を負った。 1年間の通院の後、随時介護を要する状態（障害等級1級相当）となった。
モデルA	年齢：40歳 性別：男性 職業：会社員 年収：70,513ドル（550万円） 家族構成：妻（38歳・専業主婦） ：長男（11歳） ：長女（9歳）

## 1 犯罪被害者等を対象とした補償制度等（ニューヨーク州被害者補償制度）

被害者補償制度は最後の支払手段であり、他の利用可能な給付源を使いきらなければならない。被害者補償制度では、他の給付源でカバーされない犯罪に関連した自己負担費用を補償する。

- 収入の損失分（週の上限 \$ 600。\$ 30,000 に達するまで給付。）
  - 被害者、妻、子どものカウンセリング費用（上限なし）
  - 医療費（上限なし）
  - 医療のための交通費（上限なし）
- など（他にも、例えば裁判所までの交通費や犯罪現場の清掃費用などの自己負担費用も補償の対象となり得る。）

※いずれも自己負担費用を補償するため、支給額の算定は困難。

## 2 その他犯罪被害者等が利用し得る制度

（いずれも被害者補償制度による給付から控除される）

社会保障障害年金（Social Security Disability Benefit）

被害者本人が加入していたことが必要。また、妻（原則62歳以上が適用だが、子を養育する場合はそれ以下でも適用となる）、18歳未満（中高生は19歳まで）の子、あるいは障害を有する子がある場合等においては、家族給付が支給される。給付額は、主受給者の給付額の50%、主受給者を除く家族全体での上限は主受給者の給付額の150%である。

支払額は加入者の加入年数などによって変動するが、社会保障局のウェブ

ページによる支払額計算によれば（2012年2月27日にアクセスし、生年月日（1971年10月1日生まれであると仮定）と年収（70,513ドル）を入力）、ケース2の年収・年齢で被害者に支払われるであろう推定額は\$1,918（月額）となる。これに家族給付として配偶者に\$959、子ども2人で\$1,918（子ども1人につき\$1,918の50%の\$959）が給付されるとすると、合計で\$4,795の給付額になると考えられる。

ニューヨーク州障害保険（New York State Disability Benefits）  
受給資格のある被雇用者が、労務以外で傷病を負った場合、及び妊娠により8日以上稼働できなくなった場合、週単位で一時的な現金給付が行われる。最大26週にわたり金銭（週給の50%、最大\$170）が給付される。

モデルケース2の収入では、週給が約\$1,356となり、週の上限\$170を超えるため、 $\$170 \times 26 \text{ 週} = \$4420$ が支払われると考えられる。

#### その他

医療費に関しては、民間保険の果たす役割が大きいですが、障害により就労できなくなって社会保障障害年金を受給するようになれば、年金受給者本人向け公的健康保険であるメディケア（Medicare）への加入資格が発生すると考えられる。また、家族に対する医療給付としては、低所得者向けの公的健康保険であるメディケイド（Medicaid）への加入資格が発生することも考えられる。

### 3 被害者世帯に支給される総額は

（総額については、被害者補償制度では自己負担費用を補償するため算定困難）

- 収入の損失分（週の上限\$600。\$30,000に達するまで給付。）
- 被害者、配偶者、子どもへのカウンセリング費用（上限なし）
- 被害者の医療費（上限なし。被害者補償制度では保険でカバーされない分を補償。）
- 医療のための交通費（上限なし）  
など
- + その他利用し得る制度による給付

## 【モデルケース3】

ケース3	(重傷病(精神疾患)を負ったケース) 強姦致傷被害を受け、PTSDを発症し、1年にわたりカウンセリングを受けた。
モデルB	年齢：25歳 性別：女性 職業：会社員 年収：32,051ドル(250万円) 家族構成：独身・両親と別居 ：父(50歳) ：母(48歳)

## 1 犯罪被害者等を対象とした補償制度等 (ニューヨーク州被害者補償制度)

被害者補償制度は最後の支払手段であり、他の利用可能な給付源を使いきらなければならない。被害者補償制度では、他の給付源でカバーされない犯罪に関連した自己負担費用を補償する。

- 収入の損失分 (週の上限 \$ 600。\$ 30,000 に達するまで給付。)
  - 医療費・カウンセリング費用 (上限なし)
  - 引越し費用 (上限 \$ 2500)
  - 医療のための交通費 (上限なし)
- など (他にも、例えば裁判所までの交通費や犯罪現場の清掃費用などの自己負担費用も補償の対象となり得る。)

※いずれも自己負担費用を補償するため、支給額の算定は困難。

## 2 その他犯罪被害者等が利用し得る制度

(いずれも被害者補償制度による給付から控除される)

ニューヨーク州障害保険 (New York State Disability Benefits)  
受給資格のある被雇用者が、労務以外で傷病を負った場合、及び妊娠により8日以上稼働できなくなった場合、週単位で一時的な現金給付が行われる。最大26週にわたり金銭 (週給の50%、最大\$170) が給付される。

モデルケース3の収入では、週給が約\$616となり、週の上限\$170を超えるため、 $\$170 \times 26 \text{ 週} = \$4420$  が支払われると考えられる。(その間稼働できないという前提。)

### その他

医療費に関しては、民間保険の果たす役割が大きいが、低所得者向けの公的健康保険であるメディケイド(Medicaid)への加入資格が発生することも考えられる。

なお、ケース3では具体的就労状況などが判明しないが、PTSDにより12ヶ月以上就労できなくなったという場合には、被害者が社会保障障害年金に加入していれば、同年金の支給対象となる可能性もある(障害年金が定める障害の種類には、PTSD等の精神疾患も含まれている。)

### 3 被害者に支給される総額は

(総額については、被害者補償制度では自己負担費用を補償するため算定困難)

- 収入の損失分(週の上限\$600。\$30,000に達するまで給付。)
  - 医療費・カウンセリング費用(上限なし。被害者補償制度では保険でカバーされない分を補償。)
  - 引越し費用(上限\$2500)
  - 医療のための交通費(上限なし)  
など
- +その他利用し得る制度による給付

## 【モデルケース4】

ケース4	(夫が妻を殺害したケース(親族間犯罪・DV)) 被害者及び子に対する経済的支援により、加害者が利益を得る可能性がない場合で、未成年の子が残されたケース
モデルC	年齢：40歳 性別：女性 職業：専業主婦 年収：なし 家族構成：長男(14歳) ：長女(11歳) ：夫(43歳・加害者)

## 1 犯罪被害者等を対象とした補償制度等(ニューヨーク州被害者補償制度)

被害者補償制度は最後の支払手段であり、他の利用可能な給付源を使いきらなければならない。被害者補償制度では、他の給付源でカバーされない犯罪に関連した自己負担費用を補償する。

- 葬儀費用(上限\$6,000)
- 子どものカウンセリング費用(上限なし)
- など(他にも、例えば裁判所までの交通費や犯罪現場の清掃費用などの自己負担費用も補償の対象となり得る。)

※いずれも自己負担費用を補償するため、支給額の算定は困難。

※加害者である夫はいかなる給付も受けない。

## 2 その他犯罪被害者等が利用し得る制度

(いずれも被害者補償制度による給付から控除される)

社会保障遺族年金については、妻が専業主婦であったことから、加害者である夫のみが加入していたとすれば、子どもへの遺族年金及び死亡一時金の支給は原則ない。

## 3 残された遺族(子ども2人)に支給される総額は

(総額については、被害者補償制度では自己負担費用を補償するため算定困難)

- 葬儀費用の自己負担額(上限\$6,000)
- 子どものカウンセリング費用(上限なし)
- など